

議案第 24 号

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託の廃止に関する協議について

令和 6 年 6 月 30 日をもって流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により流山市と協議するに当たり、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

住民票の写し等の証明書について、コンビニエンスストア等の端末機又は全国の市区町村の窓口における交付が可能となったことにより、事務の委託に代わる制度が整ったことから、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務の委託を廃止することについて、流山市と協議するため提案するものです。